

新型コロナウイルス感染症の影響で生活福祉資金の貸付を受ける方へ ほくでんから電気料金の支払期日延長のお知らせ

お客さま各位

北海道電力株式会社

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまに対する 電気料金の特別措置のお知らせ

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまに対しまして、下記のとおり特別措置を実施いたします。

特別措置の適用を希望されるお客さまは、最寄の当社事業所へお申し出くださいますようお願い申し上げます。

記

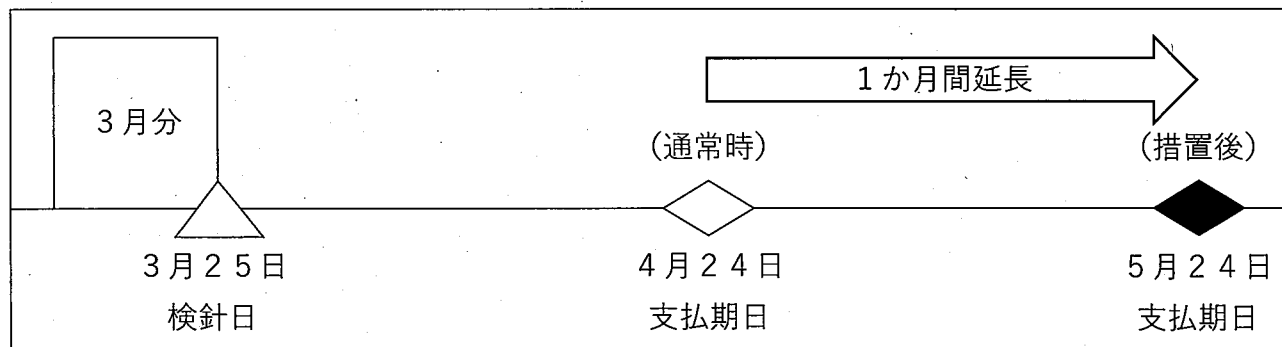
1. 対象のお客さま

当社と電気のご契約をいただいているお客さまのうち、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、新冠町社会福祉協議会 から特例貸付を受けているお客さまであって、一時的に電気料金の支払いが困難であり、当社に特別措置適用の申出をされたお客さまを対象といたします。

2. 特別措置の内容

2020年3月、4月および5月料金計算分（支払義務発生日が3月19日以降のものとしていたします。）の電気料金の支払期日（検針日の翌日から起算して30日目）を原則として各々1か月間延長いたします。

例) 2020年3月料金計算分の場合（2020年4月および5月料金計算分も同様の取扱いとなります。）



※支払期日が休日の場合は、その翌日といたします。

申出先：ほくでんサービス（株）苫小牧支店料金課 TEL0120-83-5154